

事業主様・健康保険事務のご担当者様へ

「さかのぼって」健康保険の資格がなくなると・・・

医療費・給付金の返納が必要です

★ 従業員の方へご周知ください ★

早めにご連絡いただくと、新しい健康保険（国民健康保険など）との金額の調整が可能となり、直接的な返還が不要になる場合があります。



**まずは、協会けんぽまで
ご連絡ください！**

協会けんぽ
レセプトグループ

088-820-6010

自動音声が出たら「3」を押してください

受付時間 8:30～17:15（平日）



全国健康保険協会 高知支部
協会けんぽ

〒780-8501
高知市本町4-1-24 高知電気ビル新館2階

裏面もご覧ください

2025.10月作成



Q 健康保険の資格がさかのぼって喪失(取消し)になると、なぜ医療費を返納しなければならないのですか？

A 過去にさかのぼって資格が喪失・取消し等になると、その当時に協会けんぽが保険診療分として負担していた医療費(窓口負担分を除いた7~9割の金額)もさかのぼって無効になります。このために返納が必要になります。(傷病手当金や高額療養費などの給付金も同様です。)

Q 返納の手続きはどのように行うのですか？

A 年金事務所にて資格喪失等の処理が終了しましたら、協会けんぽよりご本人様あてに**納付書**を送付しますので、お近くのコンビニ等でお支払いをお願いします。
なお、**早めにご連絡いただくと**、国民健康保険など次の新しい保険者(市町村等)と協会けんぽの間で金額の調整が可能となり、**ご本人様からの返納が不要になる場合があります。**
まずは、協会けんぽまでお電話ください。(☎088-820-6010 自動音声後に「3」押下)

POINT1

健康保険の資格を喪失したときは

- 退職等により資格を喪失したときは、**国民健康保険等、新たな健康保険の加入手続きを速やかに行ってください。**(退職等の**翌日**からそれまでの保険は無効となります。そのまま使ってしまった場合、後日自己負担額を除いた医療費(7~9割)を返納していただきます。)
 - 資格確認書(黄色のカード)を所持している場合は、管轄の年金事務所にお返してください。
- ※ 従来の健康保険証(水色)は、2025年12月2日以降使用できません。(同日以降は自己廃棄可能)

POINT2

今後病院等にかかるときは

👉 マイナンバーカードの活用

マイナンバーカードに健康保険の利用登録を行なうと、マイナンバーカードで病院等を受診できます。マイナンバーカードを健康保険として利用すると、より良い医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要となる等のメリットがあります。



👉 資格確認書の発行を受ける

マイナンバーカードを利用しないときは、国民健康保険など次の新しい保険者(市町村等)から資格確認書の発行を受けてください。

※ 資格確認書には有効期限があります。またマイナンバーカードに付帯しているメリットはありません。